

# 【失敗しない!贈与税の非課税制度の活用 の仕方】

**1月11日(月・祝) 13:30~15:30**

神奈川県ファイナンシャルプランナーズ協同組合 横浜教室

(横浜市神奈川区鶴屋町2-21-8 第1安田ビル7階)

JR横浜駅西口 徒歩5分 info@fp-kanagawa.com

横浜  
 駅近5分

**無料セミナー**

相続税改正により、相続税は強化され、もはや資産家だけの税金ではなくなりました。そのなかで、今最も注目されているのが贈与税の非課税制度ですが、制度をよく理解しないで取り組む失敗例も見受けられます。「住宅取得等の贈与税の非課税」「教育資金贈与の非課税」「結婚、出産、子育て資金の非課税」「NISA(ジュニアNISA)」など、豊富な非課税制度について**失敗しない活用の仕方**を解説します。

## 【失敗しない!贈与税の非課税制度の活用の仕方】

第1部:【失敗しない!贈与税の非課税制度の活用の仕方】 土井 健司

第2部:【相続税概算自動計算機能付エンディングノートの使い方】 岩崎 康之

司会: 滝田 知一

予約先着15名

申込締切: 1月7日(木)

主催: 神奈川県ファイナンシャルプランナーズ協同組合

神奈川県ファイナンシャルプランナーズ協同組合は中小企業等協同組合法を根拠法とする事業協同組合です。内部の組合員と経済行為を行うだけで外部の第三者と取引を行わない非営利の団体です。非営利団体という意味では、特定非営利活動(NPO)法人と類似の団体です!(生産協同組合としての企業組合に営利性があるので中協法には一般的に非営利を謳えないだけで、利用協同組合としての事協は歴とした非営利団体です。中協5条1項4号で出資配当をするときは出資配当の上限が制限されています。)



〈お申込み・お問合せは裏面へ〉

# “セミナー” お申込み方法

## 【失敗しない!贈与税の非課税制度の活用の仕方】

開催日:平成28年1月11日(月・祝)

開催時間:13:30 ~ 15:30

会場:神奈川県ファイナンシャルプランナーズ協同組合 横浜教室  
(横浜市神奈川区鶴屋町2-21-8 第1安田ビル7階)

お申込みは以下の4つの方法いずれかで、

**電話の場合** 045-315-0121 (電話受付時間 9時~17時、土日祝日を除く)

**ホームページから** <http://www.fp-kanagawa.com/> にアクセス

**FAXの場合** 以下の欄にご記入の上 045-315-0122 まで送信

**Eメールの場合** [info@fp-kanagawa.com](mailto:info@fp-kanagawa.com) 宛てに以下の項目を送信

申込締切  
1月7日(木)

FAX送信用紙 045-315-0122

ふりがな	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	<input type="checkbox"/> セミナーに参加する
お名前	年齢 歳	
電話	FAX	E-mail
ご住所(〒 - )		
ご相談内容		
ご注意:上記の個人情報、当組合開催のセミナー関連のみに使用し、他の目的で使用する、あるいは第三者に対して情報を提供することや開示することはありません。		

お問い合わせは

神奈川県ファイナンシャルプランナーズ協同組合

〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-21-8 第1安田ビル7階

TEL: 045-315-0121 FAX: 045-315-0122

URL: <http://www.fp-kanagawa.com>

E-Mail: [info@fp-kanagawa.com](mailto:info@fp-kanagawa.com)